

東京こころ日本語学校

募集要項A

スリランカ、中国、ネパール、バングラディッシュ、ベトナム、ミャンマー、モンゴルの国籍の方です。それ以外の国・地域の方は『募集要項B』をご覧ください。

4 提出書類一覧

【注意事項】

- (1) この一覧表で「〇〇証書」とは卒業証書のように一回しか発行されないものを指します。
- (2) 「〇〇証明書」とは申し込めば何回でも発行してもらえるものを指します。
- (3) 「証書」以外の書類は、上記「在留資格認定証明書交付申請」の日からさかのぼって3か月以内に発行されたものを提出してください。
- (4) 日本語以外の言語で書かれた書類には日本語の翻訳文を添付してください。
- (5) 翻訳文には翻訳者の氏名と所属機関名を日本語で記入してください。
- (6) 翻訳文だけの提出は認められません。必ずその書類の原本と翻訳の両方を提出してください。
- (7) 写しの提出は一次コピーに限り可とし、写しの余白に①写し作成日②作成者氏名③申請人との関係を記載してください。

No.	書類の種類	説明
1	入学願書	当校所定の用紙を使用し、申請者本人が自筆で記入または署名をしてください。
2	履歴書	
3	留学理由書	
4	最終学歴の証明書	入学願書には3か月以内に撮影した写真を貼付してください。 最終学歴に関する下記 a、b の両方を提出してください。 a) 卒業証明書原本または卒業証書原本 b) 成績証明書原本 出願時点で在学中の人は卒業見込み証明書原本を提出し、卒業後卒業証明書または卒業証書を提出してください。
5	学歴認証文書	中国国籍を有する方は a～c のいずれか一つを提出してください。 a) 中国の大学（大専含む）卒業者については可能な限り以下の機関が発行した学歴等の認証報告原本 ①全国高等学校学生信息諮詢職業指導中心（CHSI） ②教育部学位及び研究生教育發展中心（CDGDC） b) 中国の高中卒業で大学統一試験（高考）受験者については、「教育部学位及び研究生教育發展中心（CDGDC）」から発行された学歴等の認証報告原本 c) 当該認証機関の認証結果画面ページを印刷したもの
6	日本語能力の証明資料	公益財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施する日本語能力試験（J L P T）N 5 相当以上の日本語能力を有することを試験又は日本語履修歴により証明するため、以下の資料のいずれか一つを提出してください。 a) 日本語能力試験（J L P T）N 5 の日本語能力証明書または合否結果通知書

		<p>b) 公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施するBJTビジネス日本語能力テストにおいて300点以上取得している成績認定証または成績証明書</p> <p>c) 専門教育出版が実施する日本語NAT-TESTの5級(旧4級)以上の認定を受けている成績証明</p> <p>d) 一般社団法人応用日本語教育協会が実施する標準ビジネス日本語テストにおいて350点以上取得している成績証明書</p> <p>e) TOPJ実用日本語運用能力試験実施委員会が実施するTOPJ実用日本語運用能力試験の初級A以上の認定を受けている試験結果通知(日本語教育機関が同実施委員会に請求して取得する入管提出用のもの)</p> <p>f) 公益財団法人国際人財開発機構が実施するJ-cert生活・職能日本語検定の準中級以上の認定を受けている成績証明書</p> <p>g) 一般社団法人外国人日本語能力検定機構が実施するJLCT外国人日本語能力検定のJCT5以上の認定を受けている成績証明</p> <p>h) 株式会社サーティファイが実施する実践日本語コミュニケーション検定・ブリッジ(PJC Bridge)のC-以上の認定を受けているレベル証明書</p> <p>i) 一般社団法人日本青少年育成協会が実施するJPT日本語能力試験において315点以上取得している成績証明書</p> <p>j) 日本語教育機関などにおいて日本語を150時間以上学習したことを当該機関が証明する文書 ただし、①学習期間、②学習時間数、③出席率、④履修内容、⑤コース名称、⑥当該コースの修了目標レベル、⑦使用教材名、が明記された書類に限ります。</p>
7	経歴を立証する資料	在職証明書、在学証明書、成績証明書、卒業証明書など、履歴書に記載された経歴を立証する資料を提出してください。
8	経費支弁書	学校所定の用紙を使い留学期間中の学費生活費を負担する人が自筆で記入及び署名したものを提出していただきます。
9	経費支弁者の家族構成一覧表	学校所定の書式を使用し、経費支弁者本人が作成し作成日を記入し、署名又は押印したもの
10	経費支弁者と申請人との関係を立証する資料	申請人と経費支弁者との関係を立証する公的機関発行の文書 a) 中国国籍の申請人：戸口簿写し(世帯全員分) b) ベトナム国籍の申請人：申請人と経費支弁者との関係を立証する公的機関発行の文書に加え、申請人の出生証明書、戸籍簿、身分証明書両面の写しと経費支弁者の身分証明書両面の写しを提出してください。
11	預金残高証明書	経費支弁者名義の銀行口座の残高証明書を提出してください。中国国籍を有する経費支弁者の方は「存単」写しを合わせて提出してください。
12	資金形成過程立証資料	上記預金残高証明書に記載された金額を形成するに至った過程を立証しうる下記のいずれか：

		<p>a) 預金残高証明書発行日を含む過去3年分の通帳の写し</p> <p>b) 同じく過去3年分の出入金明細書の原本</p> <p>c) 定期預金口座により立証する場合は、定期預金に係る出入金明細書に加え、当該定期預金口座に預金した金額についての資金形成過程を立証する資料</p> <p>d) 銀行の貯金通帳や出入金明細書などでの立証が不可能な場合は、世帯の月ごとの収入と支出それぞれを具体的に明記した過去3年分の一覧表</p>
13	経費支弁者の職業を立証する文書	<p>次のいずれか一点の資料を提供してください。</p> <p>a) 経費支弁者が会社員の場合、勤務先または公的機関が発行した在職証明書原本 必要な記載事項は①稼働機関②職務内容③職業上の地位④その他特記事項（なければ不要）</p> <p>b) 経費支弁者が事業を営む場合、営業許可書写し等、公的機関が発行した当該事業を営むことがわかる書類</p> <p>c) 経費支弁者が企業等の役員の場合、公的機関から発行された法人登記簿謄本等写し</p> <p>(注) ベトナム国籍を有する経費支弁者が在職証明書を提出する場合は、上記「a」の①～④に加え、雇用先企業に係る経営登録番号及び納税番号が記載されている在職証明書または在職証明書に加えて当該番号が確認可能な書類を提出してください。</p>
14	経費支弁者の家族構成を立証する文書	経費支弁者の家族全員分の戸籍等、経費支弁者の家族構成を立証できる公的機関発行の文書
15	経費支弁者の収入を立証する文書	<p>個人所得税を管轄する公的機関から発行された過去3年分の収入を立証する証明文書</p> <p>(注) ただし、その文書に過去3年分の収入額と個人所得税額が記載されている場合は次項における納税証明書の提出は不要となります。</p>
16	経費支弁者の個人所得に対する納税状況を立証する文書	経費支弁者の個人所得（過去3年分）に対する納税状況を立証する個人所得税を管轄する公的機関から発行された証明文書
17	パスポートコピー	<p>申請人のパスポートの身分関係ページと証印のある全てのページのコピーを提出してください。</p> <p>過去に古いパスポートを持っていた人はそれも同様に提出してください。</p>
18	写真 4枚	<p>4 cmx 3 cm、正面向き、帽子なし、背景なし、顔の輪郭が明瞭、前髪で眉毛が隠れていないものが必要です。</p> <p>上記「在留資格認定証明書交付申請」の日からさかのぼって3か月以内に撮影されたものを提出してください。</p>

経費支弁者の方が日本在住の場合、上記14．15．16．に代わり、経費支弁者に係る住民票写し（世帯全員分）と過去3年分の所得・課税証明書（納税金額の記載のあるもの）を提出願います。